憲法　令６－６　肢ウ

第１．肢の結論

正しい

第２．民事訴訟において取材源に係る証言を拒絶できるか。

１．問題の所在

報道機関の関係者が，民事訴訟において取材源に係る証言を求められた。この場合，職業の秘密として，証言拒絶権を行使でできるか（民事訴訟法１９７条１項３号)。

何をもって，職業の秘密とするか不明確である。法令は，憲法に適合することが前提になる。そこで，法解釈の指針として，憲法上の審査基準，あてはめが問題となる。

２．結論および理由

（１）結論

証言拒絶権を行使できる職業の秘密に当たるかの判断は，比較衡量で運用するべきである。

そして，報道関係者は，本肢のような，独断の事情がない限り，原則として証言を拒絶できる。

よって肢は正しい。

（２）理由

ア．前提（報道の機関の制約される人権）

取材源の証言を強要することは，取材の自由を制約する。証言によって，取材に協力したものとの信頼関係が失われ，将来の取材の活動に影響がでると考えられるからである。

取材の自由は，２１条１項で尊重に値する。なぜなら，事実の報道の自由は，議会制民主主義の下で国民の知る権利に奉仕するためにあり，２１条１項で保障される。そして，取材は，報道の自由の一内容と解されるからである。

イ．制約・違憲審査基準

人権も絶対的無制約ではなく，公共の福祉（１２条後段，１３条後段）による内在的制約に服する。裁判の証言によって守られる利益は，民事裁判の公正（３２条，８２条）である。

そして，民事裁判は，私的自治の延長で行われるので，主に財産権（２９条）の保護を目的とする。したがって，私人間の人権の問題として，比較衡量で決すべきである。

ウ．あてはめ

原則，取材の自由の方を優先し証言を拒絶する取扱いも合憲となる。

理由は以下の通りである。報道機関の取材の自由は，事実の報道機関の自由の一内容を指す。

取材の自由が害されると，結果的に報道機関の報道にも影響がでる。その結果，国民の知る権利の機会が損なわれるということも予想される。

このように，一般社会全体に対する不利益が大きい。一方で，民事裁判の目的は，個人の財産権の保護であり，影響が小さい（民訴１１５条)。それを考えると，報道機関を取材の自由を優先させた方が全体の利益が大きくなると解する。もっとも，民事事件でも社会的影響が大きい場合もあろう。そこで，肢のように取材の自由を制限しても得られる利益が高い場合のみ，例外的に拒絶ができないと考える。

以上